



種類	表出主体	定義	周知方法
要望	学術会議	学術会議が政府及び関係機関などに実現を望む意思表示をすること	会長より,各大臣宛て,公文書を添付し配布 事務連絡より,内閣官房副長官,副長官,総務官,各章に配布
声明		学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について,意見などを発表すること	
提言		学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から 政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表すること	
見解	部, 委員会, 分科会, 若手アカデミー	部, 委員会, 分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から 政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し, 又は, 社会的な議論を喚起するための多様な意見を掲示すること	事務連絡により,各省に配布 ※何れも,必要に応じ記者公表,会見等を行う
報告		部, 委員会, 分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること	
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼事項に対し, 学術会議が回答すること	会長より,審議依頼者に対して回答を手稿

※会則改正は12月総会で承認, 12月幹事会で諸規定を整備,R4年1月に施行予定